指定学校変更許可基準

※ 町内に住所がある者のうち、通学区域外の学校へ通学を希望する場合

	許可基準の内容	許可期間等	備考	申立期限
1	通学区域外へ転居(住民票を異動)したが,	学期末まで		随時
	引き続き学期末までの通学を希望する場合			MENT
2	最終学年中途での転居(住民票異動)を行	学年末まで		随時
	い,学年末までの通学を希望する場合			IXE. 4
3	最終学年前の学年で、3学期中途での転居	最終学年末まで		
	(住民票異動) を行い, 最終学年末までの			随時
	通学を希望する場合			
4	両親が共働き等の理由で、やむを得ず通学	申立理由が消滅する日		随時
	区域外に帰宅している場合	まで原則1年間		MG+/J
5	家の新築、増改築等の理由で、一時的に	引越し等が完了する日	申立時に契	随時
	通学区域外に住民票を異動した場合又は家	まで原則1年間	約書を添付	
	の新築等の理由で,通学区域に転居を予定			MEN
	している場合			
6	教育的配慮が必要であると認められる場合	申立理由が消滅する日	学校長の副	随時
		まで原則1年間	申書を添付	
7	指定中学校に希望の部活がない場合	・原則卒業まで	年度毎に申	前年度の
		(退部等の場合は許可	立書の提出	1月31日
		が消滅)	が必要	まで
				54.0
8	平成29年4月1日以降において昭和中町,	卒業まで		中学校入
	曙町若しくは東昭和町に居住している者で			学の年の
	中学校に入学する場合又は昭和中町,曙町			1月31
	若しくは東昭和町への転居により中学校に			日まで
	転入学する場合(※当分の間,通学区域の			(転居に
	変更に伴う配慮のため、指定校の変更を認			より転入
	める。)			学をする
				場合は,
				随時)
9	その他教育委員会が適当と認める場合		状況により	随時
			添付書類	,

【申立てが許可された場合】

- ・ 小学生の通学については、原則、保護者の送迎を条件とします。
- ・ 中学生の通学については、保護者の責任の下、行っていただきます。
- ・ 申立て・許可の理由が消滅したときは、許可を取り消します。
- ・ 申立て状況に変更が生じる場合は、事前に再申立てが必要となります。